



シムックス再回答!!

職場改善要求については前進!!

労働時間については認めがたい回答!!

7月4日に新幹線地本と(株)シムックスとの間で開催された団体交渉で積み残しとなった件について、7月19日にシムックスより、電話での回答がありました。

職場環境・携帯品などについて要求獲得!!

7月4日の団交において「検討する」との回答であった職場環境や装備品などについて再回答では具体的に答えました。

その内容については、おおむね私たちの要求にこたえるものであり団交開催したことによる大きな成果です。

【職場環境に関する回答】

1. 白手は、一年につき一組を上限として本人申請に基づいて貸与をする。
2. 無線機イヤホンは、本人申請に基づいて貸与をする。
3. シーツは、個人貸与とするように対応を開始した。
4. 寝具の乾燥は、各現場に布団乾燥機を設置する。
5. 待機場所の什器について、老朽化しているものについては交換するように契約先との交渉を行う。

労働基準法を無視した回答!!

一方、労働時間については、労働基準法を全く無視した回答をしてきました。

7月4日の団体交渉では、私たちの指摘に対して同席した弁護士も含めて納得し、再検討を約束しました。

しかし、今回の回答は何がそうさせたかは分かりませんが、団交の時の態度から豹変しました。

【一ヶ月変形労働時間制に関する回答】

1. 休日指定に働いた場合が休日出勤となるのであって所定労働時間を越えたからといって直ちに休日出勤とはならない。
2. 指摘のとおり、始業、修業時間が就業規則に明記されていないのは事実。勤務シフト表などにおいて勤務時間などを個別に定めて就業前に周知している。就労条件通知書においても通知しているので、違法性はない。適法に対応している。

法的措置も検討!!

労基法を無視した回答を平然としてくるシムックスを労働組合として看過するわけにはいきません。

労基法違反を是正させるために、今後、法的措置も含めて、あらゆる闘いを展開します。

これまでシムックスは、時間外労働であるにもかかわらず、プロパーには無給で朝礼（JRの始業点呼）をさせていました。さらには、労働時間の超過どころか、法定休日の取得もままならない現場もあります。

JR出向者の労働時間の問題を裁判で争うことにより、プロパーの労働時間、法定休日の問題等も白日の下に晒されることになり改善へと向かうことになります。

労基法違反は許さない!!